

# 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年1月10日（金）午後3時00分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番		(欠	員)		
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 欠席委員

13番	林			勉	
17番	内	田	孝	司	

5. 会議録署名委員            2番 村 田 正 己  
   3番 山 本 喜 八 郎

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(3条許可)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に  
対する意見について(4条許可)
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
対する意見について(5条許可)
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決  
定について(利用権設定)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決  
定について(農地中間管理権)
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決  
定について(利用権転貸)
- 報告第1号 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出  
について(農業用施設)

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さま、ご案内をしておりました時間になりましたので、令和2年第1回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお、本日は林勉委員と内田孝司委員から欠席届けをいただいておりますのでご報告いたします。

それでは改めまして、皆さま新年あけましておめでとうございます。委員の皆さまにおかれましては穏やかに新春を迎えられましたこととお喜び申し上げます。

開催に先立ちまして、信貴町長より新年のごあいさつを頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

(町長)

町長あいさつ

(事務局長)

ありがとうございました。信貴町長におかれましては、次の公務ございまして、退席されます。後ほど、恒例となっております6時からの新年会にご出席いただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(町長)

勝手を申し上げますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

～ 町長 退席 ～

(事務局長)

それでは、本日の農業委員会を引き続き行わせていただきたいと思います。本日の出席委員につきましては、農業委員が13名中12名、農地利用最適化推進委員6名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

また、さる12月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

(事務局長)

- 1 番 藪内委員
- 3 番 山本委員
- 10番 西村職務代理者
- 14番 田口委員
- 16番 南秀和委員

事務局 2 名と都市整備課 1 名により実施しております。

なお、令和 2 年第 1 回の本総会から、現地調査の報告につきましては、議案ごとの一括説明とさせていただきます。また、各委員さんに関わる案件につきましては、案件ごとの報告とさせていただきますので、若干進行が変わってくるということで、よろしく願いいたします。

次に、議案第 3 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、5 条許可なのですが、本日 1 月 10 日、本人のご都合によりまして申請の取り下げがありましたので、事務局のほうで受理をさせていただきまして、本日の審議から省かせていただくというところで進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(3 条許可) 3 件
- 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について(4 条許可) 1 件
- 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について(利用権設定) 2 件
- 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について(農地中間管理権) 1 件

(会長)

- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権転貸） 1件
- 2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設） 1件

それではまず、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。2番の村田委員、3番の山本委員、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それではまず、議案第1号の案件について、現地調査報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号1から受付番号3の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

はい、ご苦労様でした。それではただ今、議案第1号についての現地調査の報告がありましたけれども、まず受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号1につきまして議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

なお、農地の所有権につきましては、法人の場合、農地所有適格法人でなければ取得できないということになっております。この度、現地調査の時にですね、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかどうか、事前審査を併せて実施していただいております。

(事務局)

す。内容につきましては、議案書 2 ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、議案書 3 ページにお付けしております農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは今、事務局のほうからございましたように、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員さんのほうから報告を願いたいと思います。よろしくお願いいいたします。

(●●委員)

受付番号 1 の譲受人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員すべての要件について、満たしているものと思われま

(会長)

ただ今、現地調査の報告とですね、それから法人関係の報告をしていただきました。併せて、受付番号 1 について、特にご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 1 について許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 1 号受付番号 1 について、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 1 号受付番号 2 と受付番号 3 は、農地の交換の案件ですのでまとめて審議をいたします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号2につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。2ページの地図の東側の農地となっておりますところでございます。これにつきましては、議案書5ページの農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

次に受付番号3につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、同じく詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。先ほどの受付番号2の西側に位置する農地でございます。これらの農地を交換されるというものでございます。

こちらにつきましては、議案書7ページにお付けしております農地法第3条調書をご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、議案第1号受付番号2と受付番号3について事務局より説明がありましたけども、この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。農地の交換の案件ですけども。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号2と受付番号3について、許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号2と受付番号3については、許可することに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可を議題といたします。

それでは、議案書2号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

失礼いたします。議案第2号の案件につきまして、現地調査をさせていただいた結果、該当地については、特に近隣にも隣接農地もなく、問題ないものと思われまます。

(会長)

ご苦労様でした。それでは、議案第2号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、先にですね、露天駐車場及び露天貸資材置き場に、許可申請の前にされておった案件でございまして、この度、農地に復元した上で申請をなされたというような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

また議案書9ページと10ページにお付けしております農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)につきましても併せてご覧になり審議をお願いいたします。

それでは、会長よろしく願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号1につきましては、ただ今説明がございましたけども、何かご意見ご質問はございませんか。



(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

それでは、資料の14ページになりますが、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号1については、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により退席のお願いをいたします。

(●●委員 午後3時18分 退席)

(会長)

それでは議案第4号受付番号1について、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号1の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

ただ今、現地調査の報告をお願いいたしました。議案第4号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号1につきましては議案書14ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 5 ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日 2 件ございます。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 1 につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 1 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後 3 時 20 分 入室)

(会長)

はい、●●委員に入室をいただいたところで、議案第 4 号受付番号 2 について、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第 4 号受付番号 2 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号 2 の該当地については、特に問題ないものと思われます。

(会長)

続きまして議案第 4 号受付番号 2 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 4 号受付番号 2 につきましては議案書 15 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおり

(事務局)

りでございます。本件の借り手につきましては、農地所有適格法人でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 6 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 2 につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 2 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは議案第 5 号のほうに入りたいと思います。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、農地中間管理権と議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、利用権転貸につきましては、関連する内容でございますので、まとめて議題とし、審議をいたしたいと思います。

それでは、議案第 5 号及び議案第 6 号の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●●委員)

議案第 5 号及び議案第 6 号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

議案第 5 号受付番号 1 及び議案第 6 号受付番号 1 の該当地につきましては、特に問題ないものと思われ

(会長)

ただ今、現地調査の報告をお願いしたところでございますが、議案第5号受付番号1と議案第6号受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第5号受付番号1につきましては議案書16ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、地主から中間管理機構であります京都府農業会議に貸し付ける内容となっておりますところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

次に議案第6号受付番号1につきましては議案書17ページをご覧ください。こちらは初めての案件でございます利用権転貸という案件でございます。こちらの説明資料を用意させていただきましたので、皆さまのお手元の右肩に資料Aと書かれた1枚もののA4横の紙がございまして、こちらをご用意いただきますようお願いいたします。この度ですね、法律が改正されまして、11月1日から事務の手続きが少々変わったわけでございます。こちらの紙に書かれておりますとおり、見直し前につきましては中間管理機構を使う者は、集積計画という市町村の手続きと配分計画という都道府県の手続きというかたちで2つありまして、集積計画のほうで出し手から機構に、配分計画のほうで機構から受け手、担い手さんにというかたちで、2段階をふんでおったわけでございます。で、右側の見直し後のほうでございますが、下の黒枠で囲ったところでございますけれども、都道府県の手続きであります配分計画というのを省略してですね、市町村の手続きであります集積計画によってですね、出し手から機構、機構から受け手っていうのを一括で権利設定ができるようになったというところでございます。一括になったわけですが、議案としてはこのような形で2つに分かれておりますが、通常の間管理

(事務局)

事業というかたちで第5号議案ですね、農地中間管理権というかたちで書かしてもらっているのが出し手から機構、で、機構から受け手というのがこの6号議案でございます利用権転貸というようなものでございます。このようなかたちで、市町村の手続きだけでできるということで、これまで時間が一月二月かかっておったものが、少しでも短縮されるというようなものとなっておりますのでございます。説明は以上とさせていただきますまして、議案書に戻らせていただきます。

議案第6号受付番号1の内容につきましては記載のとおりでございます。こちらのほうが先ほど申し上げましたように機構でございます京都府農業会議から借り手であります●●●●さんに貸されるという案件になっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、先ほどと同じく7ページですね、同一箇所でございます。

農地中間管理権及び利用権転貸につきましては、本日1件ずつでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をよろしくお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局のほうからですね、若干ちょっと制度の改正というより簡素化の説明をいただいたところでございますけども、それを踏まえた上で、議案第5号受付番号1と議案第6号受付番号1について、何かご意見ご質問はございませんか。

ちょっと手続きが簡素化になったようでございます。ということですね。

(事務局)

ええ。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号1と議案第6号受付番号1について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第5号受付番号1と議案第6号受付番号1については、可とすることに決定をいたします。

これで、本日の審議案件は全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それでは資料で言いますと18ページになります、報告第1号受付番号6、2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号6につきましては議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本案件につきましては、農業者用の露天駐車場ということで、届け出がなされた案件でございます。農地の一部分につきまして、駐車場として利用されまして、農振区分につきましてはこれまでどおり、農振農用地のまま、用途区分が農業用施設用地に変わるというものでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

本件につきましては、令和元年12月10日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対しまして受理通知書を発行させていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号6の報告が事務局よりされたところでございますけども、この件について、

(会長)

何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう  
でございますので、本日、予定をしておりました審  
議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後3時31分 終了 —————